

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(平成 26 年 4 月 1 日 実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数，（ ）の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

歯科疾患管理料を算定した場合 再度の初診は治療終了後2ヶ月以降 《※印は施設基準届出が必要》																															
		外来環※	時間外 休日・深夜を除く 標準時間外	休日 日曜・祝日 12/29～1/3	深夜 午後10時～ 午前6時	乳 6歳未満	乳時間外 乳幼児における時間外，休日，深夜の診療	乳休日	乳深夜	特 著しく治療が困難な者	乳＋特	特導 治療環境に円滑に適応 できるようにする	乳＋特導	特連※ 特連医療 機関	特地 特連を除く 歯科診療所																
初診	歯科初診料……………234		+26	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+100	+100															
再診	歯科再診料 …… 45 明細＋1		+4	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185																			
医学 管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》																														
	歯科疾患管理料※（歯管）……………110 （4月以内に1回以上文書提供，SPTが4月超の場合を除く） 洗口指導加算※（4歳以上13歳未満，修復終了後）……………＋40 （注）う蝕多発傾向者が対象 歯科衛生実地指導料1※（月1回，15分以上指導）……………80 歯科衛生実地指導料2※ （月1回15分以上又は合計15分以上）……………100 （歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院） 新製有床義歯管理料※（装着月1回に限る） $\left\{ \begin{array}{l} \text{困難} \cdots\cdots 230 \\ \text{上記以外} \cdots 190 \end{array} \right.$					周術期口腔機能管理計画策定料※……………300 （手術等に係る一連の治療中1回） 周術期口腔機能管理料（Ⅰ）※ 手術前（1回に限り）……………280 手術後（3月以内，計3回まで）……………190 周術期口腔機能管理料（Ⅱ）※ 手術前（1回に限り）……………500 手術後（3月以内，月2回まで）……………300 周術期口腔機能管理料（Ⅲ）※（放射線治療又は化学療法を受ける患者） （月1回）……………190					診療情報提供料（Ⅰ）※……………250 歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を， 以下に紹介した場合の加算……………＋100 歯科診療特別対応連携施設，地域歯科診療支援病院， 医科保険医療機関，指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が 歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算…＋100 診療情報提供料（Ⅱ）※……………500 歯科特定疾患療養管理料（月2回まで）……………150 共同療養指導計画加算※……………＋100 歯科治療総合医療管理料（月1回）……………140 退院時共同指導料Ⅰ※（在宅療養支援歯科診療所）（1回のみ）…600 （上記以外の歯科診療所）（1回のみ）…300 特別管理指導加算……………＋200 薬剤情報提供料※（月1回，処方内容変更の場合はその都度）……10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合……………＋3																				
検 査	歯周病検査（1口腔単位）（1月以内の検査2回目以降は50/100の算定） <table><tr><td></td><td>1～9歯</td><td>10～19歯</td><td>20歯以上</td></tr><tr><td>歯周基本検査</td><td>50</td><td>110</td><td>200</td></tr><tr><td>歯周精密検査</td><td>100</td><td>220</td><td>400</td></tr><tr><td>混合歯列期歯周病検査</td><td>40</td><td colspan="2">（ブラークの付着状況とプロービング時の出血，歯周ポケット測定のうち1つ以上）</td></tr></table>						1～9歯	10～19歯	20歯以上	歯周基本検査	50	110	200	歯周精密検査	100	220	400	混合歯列期歯周病検査	40	（ブラークの付着状況とプロービング時の出血，歯周ポケット測定のうち1つ以上）		歯周病部分的再評価検査（歯周外科手術後1歯1回に限り）…15 口腔内写真検査（1枚につき，1回につき5枚を限度）…10 電氣的根管長測定検査（EMR）（1根管目）……………30 2根管目から1根管につき……………＋15 細菌簡易培養検査（S培）（1歯1回につき）……………60					ブリッジ平行測定（1装置につき） $\left\{ \begin{array}{l} \text{支台歯とボンテック数の合計が5歯以下} \cdots\cdots 50 \\ \text{支台歯とボンテック数の合計が6歯以上} \cdots\cdots 100 \end{array} \right.$ 顎運動関連検査（1装置につき）……………380 $\left\{ \begin{array}{l} \text{下顎運動路描記法（MMG），ゴシックアーチ描記法（GoA）} \\ \text{パントグラフ描記法（Ptg），チェックバイト検査（ChB）} \end{array} \right\}$ の場合				
		1～9歯	10～19歯	20歯以上																											
	歯周基本検査	50	110	200																											
	歯周精密検査	100	220	400																											
混合歯列期歯周病検査	40	（ブラークの付着状況とプロービング時の出血，歯周ポケット測定のうち1つ以上）																													
画 像 診 断	単純撮影（Ⅰ）（フィルム料含む）（ ）の点数は症状確認 標準型 48(38) 咬合型 59(49) 全顎10枚法 438 小児型 47(37)，48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 449 3歳未満の乳幼児には撮影料15/100加算 フィルム料 標準型 2.8，咬翼型 3.9，四ツ切 6.5，小児型 2.3，3.0，咬合型 3.9，カビネ 4.2，オルソパントモ型（小）11.8（大）10.1，6歳未満1.1倍 デジタル撮影 電子画像管理加算（フィルム料なし）エックス線 10 パノラマ 95 歯CT 120 その他 60 「電」58(48) 「パ電」402(402) 「CT電」1170(1170) 「他電」213(171)					単純撮影（Ⅱ）（スタタスエックス2等）（フィルム料含む） スタタスエックス2（カビネ使用）1枚……………154 注）フィルムの算定については，使用フィルムと 四ツ切フィルムとの面積比により算定する。 パノラマ断層撮影（フィルム料含む） 四ツ切 312 オルソパントモ型（小）317（大）315 〔6歳未満（小）318（大）316〕 時間外緊急院内 画像診断加算 （1日につき） $\left(\begin{array}{l} \text{時間外} \\ \text{休日} \\ \text{深夜} \end{array} \right) + 110$																									
投 薬 注 射	処方料 6種以下……………42 7種以上……………29 （3歳未満＋3）		調剤料 1回の処方につき 内服・浸煎・屯服 ……9 外用 ……………6	薬剤料 $\left(\begin{array}{l} \text{内服・浸煎（1日分の薬価）} \\ \text{屯服（1回分の薬価）} - 15\text{円} \\ \text{外用（1調剤の薬価）} \\ \text{注射薬剤（1回分の薬価）} \end{array} \right) \div 10\text{円} + 1\text{点}$ （1点未満の端数は切り上げる）	処方せん 6種以下……………68 7種以上……………40 （3歳未満＋3） （一般名処方＋2）		注 静脈内……………30 射 皮内・皮下・筋肉内…18																								
リ ハ ビ リ	歯科口腔リハビリテーション料1 $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 有床義歯} \\ \text{（装着月以外，月1回に限る）} \\ 2 \text{ 舌接触補助床} \\ \text{（月4回を限度）} \end{array} \right. \cdots\cdots 190$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{困難} \cdots\cdots 120 \\ \text{上記以外} \cdots 100 \end{array} \right.$ 歯科口腔リハビリテーション料2……………50 （顎関節治療用装置装着患者，月1回を限度， 施設基準有） 摂食機能療法（1日につき）……………185 30分以上 $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{治療開始から3月以内} \quad 1\text{日単位で算定} \\ \cdot \text{4月以上，月4回を限度} \end{array} \right.$																														
処 置	う蝕処置（1歯1回につき）……………18（27） 咬合調整 $\left\{ \begin{array}{l} 1 \sim 9 \text{ 歯} \cdots\cdots 40 \text{（} 60 \text{）} \\ 10 \text{ 歯以上} \cdots\cdots 60 \text{（} 90 \text{）} \end{array} \right.$ 残根削合（1歯1回につき）……………18（27） 歯髄保護処置（1歯につき） $\left\{ \begin{array}{l} \text{歯髄温存療法} \cdots\cdots 150 \text{（} 225 \text{）} \\ \text{直PCap} \cdots\cdots 120 \text{（} 180 \text{）} \\ \text{間PCap} \cdots\cdots 30 \text{（} 45 \text{）} \end{array} \right.$ 早期充填処置（シーラント）（乳歯又は幼若永久歯） （1歯につき，歯面清掃，前処理，材料料を含む） $\left\{ \begin{array}{l} \text{複合レジン系} \cdots\cdots 135 \text{（} 197 \text{）} \\ \text{グラスアイオノマー系} \cdots\cdots 134 \text{（} 196 \text{）} \end{array} \right.$ 除去（1歯につき） $\left\{ \begin{array}{l} \text{簡単} \cdots\cdots 16 \text{（} 24 \text{）} \\ \text{困難} \cdots\cdots 32 \text{（} 48 \text{）} \\ \text{ポスト} \cdots\cdots 54 \text{（} 81 \text{）} \\ \text{根管内異物} \cdots\cdots 150 \text{（} 225 \text{）} \end{array} \right.$ 歯の破折片除去（麻酔の費用は別算定）……………30（45） 有床義歯床下粘膜調整処置（1顎1回につき）…110（165） 乳幼児う蝕薬物塗布処置 $\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ 歯まで} \cdots\cdots 40 \text{（} 60 \text{）} \\ 4 \text{ 歯以上} \cdots\cdots 50 \text{（} 75 \text{）} \end{array} \right.$ 知覚過敏処置（1口腔1回につき） $\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ 歯まで} \cdots 40 \text{（} 60 \text{）} \\ 4 \text{ 歯以上} \cdots 50 \text{（} 75 \text{）} \end{array} \right.$ 生活歯髄切断……………230（345） 歯根完成期以前及び乳歯……………＋40（＋60） 失活歯髄切断（1歯につき）……………70（105） 後出血処置……………470（705） 6歳未満……………500（750） フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき） う蝕多発傾向者（13歳未満，3月に1回）……80（120） 歯周基本治療（浸麻の費用を含む） スクーリング(SC) <table><tr><td></td><td>1/3顎につき</td><td>1/3顎を増すごと</td></tr><tr><td>初回時</td><td>66 (99)</td><td>＋38（＋57）</td></tr><tr><td>2回目以降</td><td>33 (50)</td><td>＋19（＋29）</td></tr></table> （1/3顎単位） SRP及びPCur <table><tr><td></td><td>前歯</td><td>小臼歯</td><td>大臼歯</td></tr><tr><td>初回時</td><td>60 (90)</td><td>64 (96)</td><td>72 (108)</td></tr><tr><td>2回目以降</td><td>30 (45)</td><td>32 (48)</td><td>36 (54)</td></tr></table> （1歯につき） 歯周病安定期治療（SPT） $\left\{ \begin{array}{l} 1 \sim 9 \text{ 歯} \cdots\cdots 200 \text{（} 300 \text{）} \\ 10 \sim 19 \text{ 歯} \cdots\cdots 250 \text{（} 375 \text{）} \\ 20 \text{ 歯以上} \cdots\cdots 350 \text{（} 525 \text{）} \end{array} \right.$ （3月に1回，歯周外科手術後の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可） 注）歯周基本治療，咬合調整，歯清，歯周疾患処置を含む 周術期専門的口腔衛生処置（1口腔につき）…80（120） （衛生士が実施，術前・術後に1回限り） 機械的歯面清掃処置（1口腔につき）……………60（90） （歯科医師又は衛生士が実施，月1回に限り，SPT算定日又は歯清を算定した翌月は不可） 歯周疾患処置（P処）（1口腔1回につき）…14（21） （歯周疾患の急性症状時又は歯周基本治療後で歯周ポケット 4mm以上である時に特定薬剤を注入した場合） 歯周基本治療処置（1口腔につき）……………10（15） （歯周基本治療後，薬剤による洗浄，月1回・P処算定月は不可） 歯周治療用装置（印象，装着等を含む）（人工歯，鉤等は別算定） （歯周精密検査を実施した場合に算定） 冠形態（1歯につき）……………50（75） 床義歯形態（1装置につき）……………750（1125） 口腔内外科後処置（1口腔1回につき）……………22（33） 口腔外外科後処置（1回につき）……………22（33） 暫間固定（固定源となる歯は歯数に含めない） 歯周外科手術を伴わない場合及び 歯周外科手術を予定する4歳未満……………230（345） （エナメルボンドシステムの場合は200点（300点）） 歯周外科手術を伴う場合の4歯以上及び 外傷性歯牙脱臼等……………530（795） （エナメルボンドシステムの場合は500点（750点）） 連続鉤固定法及びレジン床固定法……………680（1020） 暫間固定装置修理 $\left\{ \begin{array}{l} \text{簡単なもの} \cdots\cdots 70 \text{（} 105 \text{）} \\ \text{困難なもの} \cdots\cdots 220 \text{（} 330 \text{）} \end{array} \right.$ 暫間固定除去（1装置につき）……………30（45） 線副子（1顎につき）……………680（1020） 床副子 $\left\{ \begin{array}{l} \text{簡単なもの} \cdots\cdots 680 \text{（} 1020 \text{）} \\ \text{困難なもの} \cdots\cdots 1530 \text{（} 2295 \text{）} \\ \text{著しく困難なもの} \cdots\cdots 2030 \text{（} 3045 \text{）} \end{array} \right.$ （1装置につき） 舌接触補助床 $\left\{ \begin{array}{l} \text{新製} \cdots\cdots 2120 \text{（} 3180 \text{）} \\ \text{旧義歯} \cdots\cdots 620 \text{（} 930 \text{）} \end{array} \right.$ 床副子調整 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床……………120（180） （装着後1月以内に1回） 咬合挙上副子の場合（月1回）……………220（330） 歯ぎしり咬合床（アクチバートル式以外）……1650（2475） 歯ぎしり咬合床（アクチバートル式）……………2150（3225） 注）暫間固定，副子の点数は装着料を含む。印象採得料， 装着材料料は別算定。						1/3顎につき	1/3顎を増すごと	初回時	66 (99)	＋38（＋57）	2回目以降	33 (50)	＋19（＋29）		前歯	小臼歯	大臼歯	初回時	60 (90)	64 (96)	72 (108)	2回目以降	30 (45)	32 (48)	36 (54)					
		1/3顎につき	1/3顎を増すごと																												
	初回時	66 (99)	＋38（＋57）																												
	2回目以降	33 (50)	＋19（＋29）																												
	前歯	小臼歯	大臼歯																												
初回時	60 (90)	64 (96)	72 (108)																												
2回目以降	30 (45)	32 (48)	36 (54)																												
抜髄 （1歯につき） 単根 228 (342) $\left(\begin{array}{l} \text{歯髄温存療法} \\ \text{後3月以内} \\ 150\text{点減算} \\ \text{直PCap後1月以内} \\ 120\text{点減算} \end{array} \right)$ 2根 418 (627) 3根 588 (882)		感染根管処置 （1歯につき） 単根 144 (216) 2根 294 (441) 3根 432 (648)		根管貼薬処置 （1歯1回につき） 単根 26 (39) 2根 30 (45) 3根 40 (60)		根管充填 （1歯につき） 単根 68 (102) 2根 90 (135) 3根 110 (165)		抜髄即充（1歯につき） 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数 単根 296（444）《410》 2根 508（762）《717》 3根 698（1047）《992》 $\left(\begin{array}{l} \text{歯髄温存療法} \\ \text{後3月以内} \\ 150\text{点減算} \\ \text{直PCap後1月以内} \\ 120\text{点減算} \end{array} \right)$		感根即充（1歯につき） 単根 212 (318)《284》 2根 384 (576)《531》 3根 542 (813)《758》		加圧根充処置（1歯につき） （補管届出医療機関のみ） エックス線による確認 単根 130 (195) 2根 156 (234) 3根 190 (285)																			

（不許複製）

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(平成 26 年 4 月 1 日 実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数, () の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

手 術	抜 歯 手 術（1 歯につき） 乳 歯 …………… 130（ 195） 前 歯 …………… 150（ 225） 白 歯 …………… 260（ 390） 難 抜 歯 …………… 470（ 705） （歯根肥大・骨の癒着歯等に対する 骨の開さく又は歯根分離術） 埋 伏 歯 ……………1050（1575） （骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏智歯に限る） 下顎智歯（骨性・水平埋伏） …+ 100（+ 150） 歯根分割掻爬術 …………… 260（ 390） ヘミセクション（分割拔牙） … 470（ 705） 拔牙窩再掻爬手術 …………… 130（ 195） 歯槽骨整形手術 } …………… 110（ 165） 骨 瘤 除 去 手 術 }	口腔内消炎手術 智歯周囲炎の歯肉弁切除等 … 120（ 180） 歯肉膿瘍等 …………… 180（ 270） 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 230（ 345） 顎炎又は顎骨骨髓炎等 1/3顎未満…………… 750（1125） 1/2顎以上……………2600（3900） 全 顎……………5700（8550） 口腔外消炎手術（骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等） 2 cm未満のもの …………… 180（ 270） 2 cm以上 5 cm未満のもの 300（ 450） 5 cm以上のもの …………… 750（1125） 歯根嚢胞摘出手術 歯 冠 大 …………… 800（1200） 拇指頭大 ……………1350（2025） 鶏 卵 大 ……………2040（3060） 歯根端切除手術（1 歯につき）（歯根端閉鎖の費用を含む） 〔 歯科 CT、手術用顕微鏡を使用…2000（3000） 上記以外……………1350（2025） 注〕歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った 場合の従たる手術は50/100算定。	口腔内軟組織異物（人工物）除去術 簡単なもの …………… 30（ 45） 困難なもの 浅在性のもの …………… 680（1020） 深在性のもの ……………1290（1935） 歯肉、歯槽部腫瘍手術（エプーリスを含む） 軟組織に局限するもの …………… 600（ 900） 硬組織に及ぶもの ……………1300（1950） 顎関節脱臼非観血的整復術 （片側） …………… 410（ 615） 歯槽骨骨折非観血的整復術 1 ～ 2 歯 …………… 680（1020） 3 歯以上 ……………1300（1950） 創傷処理（口腔内縫合術） 長径 5 cm未満（小 深） ……………1250（1875） 〳 5 cm以上10 cm未満（中 深）…1680（2520） 〳 5 cm未満（小 浅）…………… 470（ 705） 〳 5 cm以上10 cm未満（中 浅）… 850（1275）	歯周外科手術（1 歯につき） 歯周ポケット掻爬術 …………… 80（ 120） 新付着手術 …………… 160（ 240） 歯肉切除手術 …………… 320（ 480） 歯肉剥離掻爬手術 …………… 630（ 945） 歯周組織再生誘導手術（GTR 術）（材料料は別算定） 1 次手術（誘導膜の固定） …… 840（1260） Fop 及び GTR 1 次手術時歯根面レーザー 応用加算 ……………+ 60（+ 90） 2 次手術（非吸収性膜の除去） … 380（ 570） 歯肉弁根尖側移動術 …………… 600（ 900） 歯肉弁歯冠側移動術 …………… 600（ 900） 歯肉弁側方移動術 …………… 770（1155） 遊離歯肉移植術 …………… 770（1155） SPT 開始後の歯周外科手術は30/100で算定 頬、口唇、舌小帯形成術 …… 560（ 840） 腐骨除去手術 歯槽部に局限するもの …… 600（ 900） 顎 骨（片側の 1/3 未満） ……1300（1950） 顎 骨（片側の 1/3 以上） ……3420（5130）																																																																				
	伝達麻酔……………42（63） （下顎孔・眼窩下孔）	浸潤麻酔 ……………30（45） （手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成以外で算定）	吸入鎮静法 30分まで……………70（ 105） 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに …+ 10（+ 15）	静脈内鎮静法…120（180）																																																																				
歯 冠	補綴時診断料（1 口腔につき） ……………100（150） 注〕ブリッジ、有床義歯・床裏装・追歯（増歯）が対象 歯冠形成（レジン前装金属冠）（大白歯の 3/4 冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る） （1 歯につき）は前歯に限る <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">金 属 冠</th><th colspan="2">非 金 属 冠</th><th rowspan="2">乳 歯 金 属 冠</th></tr><tr><th>前歯 3/4 冠</th><th>レジン前装金属冠</th><th>白歯 3/4 冠・FMC</th><th>接着 Br の支台 接 着 冠</th><th>レジン・硬質レジン</th><th>CAD/CAM 冠</th></tr><tr><td>生 PZ</td><td>796（1194）</td><td>796（1194）</td><td>306（459）</td><td>796（1194）</td><td>306（459）</td><td>796（1194）</td><td>120（180）</td></tr><tr><td>失 PZ</td><td>636（ 954）</td><td>636（ 954）</td><td>166（249）</td><td></td><td>166（249）</td><td>636（ 954）</td><td>114（171）</td></tr></table> 失活歯メタルコア加算（レジン前装金属冠、全部金属冠、非金属冠） ……………+ 30（+ 45） テンポラリークラウン（1 歯 1 回）（製作、装着、装着材料料の費用を含む） …………… 34（ 51） （前歯のレジン前装金属冠、ジャケット冠及び硬質レジンジャケット冠の場合のみ） 窩洞形成（KP）〔単純なもの ……………60（ 90） 複雑なもの ……………86（129） う蝕歯無痛の窩洞形成加算（う蝕無痛） （KP と充形が対象） ……………+ 40（+ 60） 即時充填形成（充形） ……………126（189） インレー修復形成（修形） ……………120（180） 支台築造（材料料等を含む） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">大</th><th>前・小</th></tr><tr><th>メタルコア</th><td>251（339）</td><td>197（272）</td></tr><tr><td>その他</td><td>159（222）</td><td>147（210）</td><td></td></tr></table>			金 属 冠				非 金 属 冠		乳 歯 金 属 冠	前歯 3/4 冠	レジン前装金属冠	白歯 3/4 冠・FMC	接着 Br の支台 接 着 冠	レジン・硬質レジン	CAD/CAM 冠	生 PZ	796（1194）	796（1194）	306（459）	796（1194）	306（459）	796（1194）	120（180）	失 PZ	636（ 954）	636（ 954）	166（249）		166（249）	636（ 954）	114（171）		大		前・小	メタルコア	251（339）	197（272）	その他	159（222）	147（210）																														
		金 属 冠				非 金 属 冠		乳 歯 金 属 冠																																																																
前歯 3/4 冠		レジン前装金属冠	白歯 3/4 冠・FMC	接着 Br の支台 接 着 冠	レジン・硬質レジン	CAD/CAM 冠																																																																		
生 PZ	796（1194）	796（1194）	306（459）	796（1194）	306（459）	796（1194）	120（180）																																																																	
失 PZ	636（ 954）	636（ 954）	166（249）		166（249）	636（ 954）	114（171）																																																																	
	大		前・小																																																																					
	メタルコア	251（339）	197（272）																																																																					
その他	159（222）	147（210）																																																																						
修 復	印象採得料（1 個につき） 支台築造（メタルコアの印象）……………26（39） 単 純 ……………30（45） 連 合 ……………62（93） 咬合採得料（1 個につき） ……………16（24） 装 着 料（1 個につき） 歯冠修復 ……………45（68） CAD/CAM 冠加算……………+ 45（+ 68） 装着材料料 歯科用合着・接着材料 I 〔接着性レジンセメント（レジン系） ……17 ガラスアイオノマー系レジンセメント （ガラスアイオノマー系） ……………14 歯科用合着・接着材料 II ……………12 （ガラスアイオノマーセメント（接着用）、 接着性複合レジンセメント） 歯科用合着・接着材料 III …………… 4 （歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、 カルボキシレートセメント、水硬性セメント） 仮着用セメント（1 歯につき） …………… 4		歯冠修復（材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定） （大白歯の 3/4 冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る） （レジン前装金属冠は前歯に限る） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">金属歯冠修復</th><th colspan="2">インレー</th><th rowspan="2">前歯 3/4 冠</th><th rowspan="2">白歯 3/4 冠</th><th rowspan="2">FMC</th><th rowspan="2">レジン前装金属冠</th></tr><tr><th>単純なもの</th><th>複雑なもの</th></tr><tr><td rowspan="3">乳歯</td><td>銀 合 金</td><td>202</td><td>308</td><td></td><td></td><td>492</td><td></td></tr><tr><td>金 パ ラ</td><td>278</td><td>459</td><td>587</td><td>527</td><td>726</td><td>1512</td></tr><tr><td>銀 合 金</td><td>202</td><td>308</td><td>400</td><td>340</td><td>492</td><td>1258</td></tr><tr><td rowspan="3">前歯小臼歯</td><td>ニッケルクロム合金</td><td>194</td><td>288</td><td>376</td><td>316</td><td>462</td><td>1191</td></tr><tr><td>金 パ ラ</td><td>320</td><td>524</td><td></td><td>612</td><td>833</td><td></td></tr><tr><td>銀 合 金</td><td>209</td><td>317</td><td></td><td>352</td><td>506</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">大 臼 歯</td><td>ニッケルクロム合金</td><td>194</td><td>288</td><td></td><td>318</td><td>464</td><td></td></tr><tr><td>14（ブリッジの支台として使用する場合）</td><td></td><td>883</td><td>1118</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ジャケット冠 ……………392+人工歯料（人工歯料の点数は本早見表(3)に掲載） 硬質レジンジャケット冠 〔光重合 …………… 969 加熱重合 …………… 758 CAD/CAM 冠（1 歯につき、小臼歯に限る） ……………1684（2284） 乳歯金属冠 …………… 230（ 330） 小児保障装置（印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る） … 600（ 900）	金属歯冠修復		インレー		前歯 3/4 冠	白歯 3/4 冠	FMC	レジン前装金属冠	単純なもの	複雑なもの	乳歯	銀 合 金	202	308			492		金 パ ラ	278	459	587	527	726	1512	銀 合 金	202	308	400	340	492	1258	前歯小臼歯	ニッケルクロム合金	194	288	376	316	462	1191	金 パ ラ	320	524		612	833		銀 合 金	209	317		352	506		大 臼 歯	ニッケルクロム合金	194	288		318	464		14（ブリッジの支台として使用する場合）		883	1118			
	金属歯冠修復		インレー			前歯 3/4 冠	白歯 3/4 冠					FMC	レジン前装金属冠																																																											
単純なもの			複雑なもの																																																																					
乳歯	銀 合 金	202	308			492																																																																		
	金 パ ラ	278	459	587	527	726	1512																																																																	
	銀 合 金	202	308	400	340	492	1258																																																																	
前歯小臼歯	ニッケルクロム合金	194	288	376	316	462	1191																																																																	
	金 パ ラ	320	524		612	833																																																																		
	銀 合 金	209	317		352	506																																																																		
大 臼 歯	ニッケルクロム合金	194	288		318	464																																																																		
	14（ブリッジの支台として使用する場合）		883	1118																																																																				
ブ リ ッ ジ	ブリッジ（1 装置につき） <table><tr><th rowspan="2"></th><th>5 歯 以 下</th><th>6 歯 以 上</th></tr><tr><td>印象採得料 280（420）</td><td>332（498）</td></tr><tr><td>咬 合 採 得 料</td><td>74（111）</td><td>148（222）</td></tr><tr><td>リ テ イ ナ ー（支台形成後の算定）</td><td>100（150）</td><td>300（450）</td></tr><tr><td>試 適 料（前歯部に係る場合）</td><td>40（ 60）</td><td>80（120）</td></tr><tr><td>装 着 料</td><td>150（225）</td><td>300（450）</td></tr><tr><td>仮 着 料</td><td>40（ 60）</td><td>80（120）</td></tr></table> 注〕○5 歯以下：支台歯とボンテック数の合計が 5 歯以下の場合 6 歯以上：支台歯とボンテック数の合計が 6 歯以上の場合 ○支台装置ごとの装着料は、ブリッジの装着料に含まれる。（装着材料料は支台装置ごとに算定） ○ブリッジ未装着の場合は、ブリッジの装着料を算定しない。 ○脱離再装着の場合は、ブリッジの装着料を算定する。（装着材料料は支台装置ごとに算定） ○接着ブリッジは、1 歯欠損症例のみで、支台歯のうち 1 歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。前歯接着冠は 3/4 冠、臼歯接着冠は 3/4 冠に準じて算定する。			5 歯 以 下	6 歯 以 上	印象採得料 280（420）	332（498）	咬 合 採 得 料	74（111）	148（222）	リ テ イ ナ ー（支台形成後の算定）	100（150）	300（450）	試 適 料（前歯部に係る場合）	40（ 60）	80（120）	装 着 料	150（225）	300（450）	仮 着 料	40（ 60）	80（120）	ボンテック（1 歯につき）（材料料を含む） <table><tr><td rowspan="2">鑄 造</td><td>金 パ ラ</td><td>大 白 歯</td><td>871</td></tr><tr><td>ニッケルクロム合金</td><td>小 白 歯</td><td>763</td></tr><tr><td rowspan="3">金 属 裏 装</td><td>14 K</td><td>大・小白歯</td><td>476</td></tr><tr><td>金 パ ラ</td><td>前 歯</td><td>1316 + 人工歯料</td></tr><tr><td>ニッケルクロム合金</td><td>小 白 歯</td><td>978 + 人工歯料</td></tr><tr><td rowspan="3">レジン裏金属</td><td>金 パ ラ</td><td>前 歯</td><td>932 + 人工歯料</td></tr><tr><td>金 パ ラ</td><td>前・小白歯</td><td>782 + 人工歯料</td></tr><tr><td>ニッケルクロム合金</td><td>前 歯</td><td>1442</td></tr><tr><td rowspan="3">その他</td><td>金 パ ラ</td><td>前 歯</td><td>1234</td></tr><tr><td>ニッケルクロム合金</td><td>前 歯</td><td></td></tr></table> 注〕ボンテック人工歯料は本早見表(3)に掲載。 冠及びボンテックの修理 <table><tr><td>レジン前装金属冠 レジン前装金属ボンテック</td><td>窩洞形成 + 充填 + 材料料 60 102 11, 10, 4</td></tr><tr><td>歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック</td><td>修理 + 人工歯料 70</td></tr></table>	鑄 造	金 パ ラ	大 白 歯	871	ニッケルクロム合金	小 白 歯	763	金 属 裏 装	14 K	大・小白歯	476	金 パ ラ	前 歯	1316 + 人工歯料	ニッケルクロム合金	小 白 歯	978 + 人工歯料	レジン裏金属	金 パ ラ	前 歯	932 + 人工歯料	金 パ ラ	前・小白歯	782 + 人工歯料	ニッケルクロム合金	前 歯	1442	その他	金 パ ラ	前 歯	1234	ニッケルクロム合金	前 歯		レジン前装金属冠 レジン前装金属ボンテック	窩洞形成 + 充填 + 材料料 60 102 11, 10, 4	歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック	修理 + 人工歯料 70											
		5 歯 以 下		6 歯 以 上																																																																				
印象採得料 280（420）		332（498）																																																																						
咬 合 採 得 料	74（111）	148（222）																																																																						
リ テ イ ナ ー（支台形成後の算定）	100（150）	300（450）																																																																						
試 適 料（前歯部に係る場合）	40（ 60）	80（120）																																																																						
装 着 料	150（225）	300（450）																																																																						
仮 着 料	40（ 60）	80（120）																																																																						
鑄 造	金 パ ラ	大 白 歯	871																																																																					
	ニッケルクロム合金	小 白 歯	763																																																																					
金 属 裏 装	14 K	大・小白歯	476																																																																					
	金 パ ラ	前 歯	1316 + 人工歯料																																																																					
	ニッケルクロム合金	小 白 歯	978 + 人工歯料																																																																					
レジン裏金属	金 パ ラ	前 歯	932 + 人工歯料																																																																					
	金 パ ラ	前・小白歯	782 + 人工歯料																																																																					
	ニッケルクロム合金	前 歯	1442																																																																					
その他	金 パ ラ	前 歯	1234																																																																					
	ニッケルクロム合金	前 歯																																																																						
	レジン前装金属冠 レジン前装金属ボンテック	窩洞形成 + 充填 + 材料料 60 102 11, 10, 4																																																																						
歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック	修理 + 人工歯料 70																																																																							

(不許複製)

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(平成26年4月1日実施)

日本歯科医師会

＜注＞ 下記点数のうちゴシックは所定点数、（ ）の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

クラウン・ブリッジ維持管理料

(1装置につき)

歯冠補綴物	5 歯以下 ブリッジ	6 歯以上 ブリッジ
100	330	440

注) ○5 歯以下：支台歯とボンティックの数の合計が5 歯以下の場合
○6 歯以上：支台歯とボンティックの数の合計が6 歯以上の場合
注) 当該補綴物の装着時に算定する。

有床義歯

(1装置につき)

単純印象	{ 簡単なもの 困難なもの	40 (60) 70 (105)
連合印象		228 (342)
特殊印象		270 (405)

咬合採得料 (1装置につき)

少数歯欠損 (1床1 歯～8 歯) 55 (83)
多数歯欠損 (1床9 歯～14歯)185 (278)
総 義 歯280 (420)

仮床試適料 (1床につき)

少数歯欠損 (1床1 歯～8 歯) 40 (60)
多数歯欠損 (1床9 歯～14歯)100 (150)
総 義 歯190 (285)

床義歯

(材料料を含む)

14 K	942	810	792	658	556
金 パ ラ	583	507	456	424	409
ニッケルクロム合金 コバルトクロム合金	239	239	221	221	221

線 鉤 (材料料を含む)

双 子 鉤

二腕鉤 (レスト付)

レストなし

フック、スパー

14 K

590

441

－

－

不銹鋼・特殊鋼

209

149

129

103

歯

(材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)

大 白 歯	小白・犬歯	前 歯
384	368	360
266	266	266

バ ー (1個につき) (材料料を含む)

屈曲

金パラ

パラタル

リンガル

不銹鋼・特殊鋼

957

982

287

998

456

60

保持装置 (1個につき)

有床義歯修理

(装着料を含む)

《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数

少数歯欠損 (1 歯～8 歯) 258 (387)《372》
多数歯欠損 (9 歯～14歯) 288 (432)《402》
総 義 歯 343 (515)《457》

6 月以内の修理

144 (216)《201》
174 (261)《231》
229 (344)《286》

歯科技工加算 (院内技工士により2 日以内に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) +24 (+36)《+36》
注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。
○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。

在宅医療

歯科訪問診療料 (1日につき) (初・再診料を含む)

同一建物での患者数	歯科訪問診療料	診療時間	20分以上	20分未満
1 人	歯科訪問診療 1	866		
2～9 人	歯科訪問診療 2	283		
10人以上	歯科訪問診療 3	143		

歯科訪問診療における特掲診療料の50／100加算

訪問診療のみ算定

訪問診療＋特別対応加算

抜髄
感染根管処置
普通抜歯
膿瘍切開
有床義歯修理

外来における特別対応加算と同様の算定

・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、抜髄、感染根管処置、普通抜歯、膿瘍切開は（ ）の点数を算定する。
・抜髄即充、感根即充、有床義歯修理は＜ ＞の点数を算定する。
・歯科訪問診療料及び歯科診療特別対応加算を算定している場合で特掲診療料の50／100加算を算定する場合は（ ）の点数を算定する。

歯科訪問診療料への加算

	在宅患者等急性 歯科疾患対応加算	歯科訪問診療 補助加算	在宅かかりつけ 歯科診療所加算	診療時間に対する加算	患者の状態による加算	連携に関する加算
歯科訪問診療 1	+170	+110	+100 (施設基準有)	1 時間を超えた場合30 分または端数を増す毎 +100	+	1 初診 1 回のみ +300
歯科訪問診療 2	+55	+45				
歯科訪問診療 3	+170(1 人の場合)	+55	+110(1 人の場合)	+45		

訪問歯科衛生指導料 (月4 回まで) 文書提供

同一建物での患者数

指導時間

40分以上

20分以上

20分未満

1 人

複雑なもの360

簡単なもの120

2 人以上

簡単なもの120

(訪問診療日より1 月以内)

歯科疾患在宅療養管理料 (月1 回) (歯科疾患管理料の併算定は不可) (文書提供が必要)

在宅療養支援歯科診療所の場合

口腔機能管理加算

その他の場合

在宅患者歯科治療総合医療管理料 (月1 回)

(医科からの診療情報提供により在宅で総合的医療管理を行った場合)

在宅患者連携指導料 (月1 回)

(他職種との連携) (1 回目の訪問診療から1 月以内は算定不可)

(医療関係職種間で文書等により情報共有し、これに基づき指導を行った場合)

在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2 回まで)

(医療関係職種等がカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合)

フッ化物歯面塗布処置 (1 口腔につき)

在宅等療養患者

(初期根面う蝕に罹患している歯科訪問診療料算定患者3 月に1 回)

(不許複製)